

大規模小売店舗の届出に対する意見について(通知)

株式会社ライフコーポレーション  
代表取締役 岩崎 高治 様



横浜市長 林 文子

平成28年10月13日付けで届出のあった次の大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第8条第4項及び横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第18条第1項の規定により、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案したところ、意見を有しませんので通知いたします。

同法第8条第5項の規定により、この通知の日をもって、同法第5条第4項及び第6条第4項の規定は、適用されないこととなります。

なお、届出のあった大規模小売店舗については、同法第10条、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の規定に基づき、今後とも適正な維持運営に努めるとともに、届出事項を変更する場合には、同法の規定に基づく必要な届出を行ってください。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：(仮称) ライフ下野谷店  
所在地：鶴見区下野谷町一丁目27番

2 法第5条第1項の規定による届出にあっては大規模小売店舗の新設をする年月日、法第6条第2項の規定による届出(附則第5条第1項及び同条第3項による届出を含む。)にあっては当該届出の内容及び届出事項の変更をする年月日

大規模小売店舗の新設をする年月日：平成29年6月14日

3 その他

なし

【担当】 経済局成長戦略推進部産業立地調整課

遠藤 電話：671-2598